Ⅰ　地方財政を取り巻く状況

1　「新経済・財政再生計画」に基づく地方財政改革の取組（主なもの）

新経済・財政再生計画（H30.6.15 閣議決定）

＜財政健全化目標＞
経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025 年度の国・地方を合わせたＰＢ黒字化を目指す。同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

地方行財政改革：
「2040 年頃を見据えて課題をバックキャストし、必要となる取組を実行するとともに、国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組む。」

2019(R1)年度	2020(R2)年度	2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度
○まち・ひと・しごと創生事業費における成果の一層の反映				
成果に応じた算定へ段階的	「取組の成果」に応じた算定へ、5年間かけて引き続き段階的にシフト			
○地方公会計の整備				
財務書類等の資産管理向上への活用、経年・団体間比較可能な形で「見える化」を推進				
○地方財政の見える化				
住民一人当たり行政コスト等を「見える化」、基金の公表、地方単独事業（ソフト）の見える化				
○公営企業会計の適用の拡大				
人口3万人以上の団体の下水道事業（公共）、簡易水道事業は、R1 年度までに公営企業会計を適用		左記以外の下水道事業、簡易水道事業は、R5 年度までに公営企業会計を適用		
○公営企業の経営戦略の策定の推進				
公営企業の経営戦略の策定（R2 年度までに策定率 100%）		経営戦略の見直し（R7 年度までに見直し率 100%）		

２　地方財政の財源不足と借入金残高

（１）地方財政の財源不足

令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税収入や国税５税の法定率分が大幅に減少する中で、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、社会保障関係費の増加が見込まれることなどにより、10.1 兆円の財源不足となり、地方財政計画の約 11.3%の見込み。

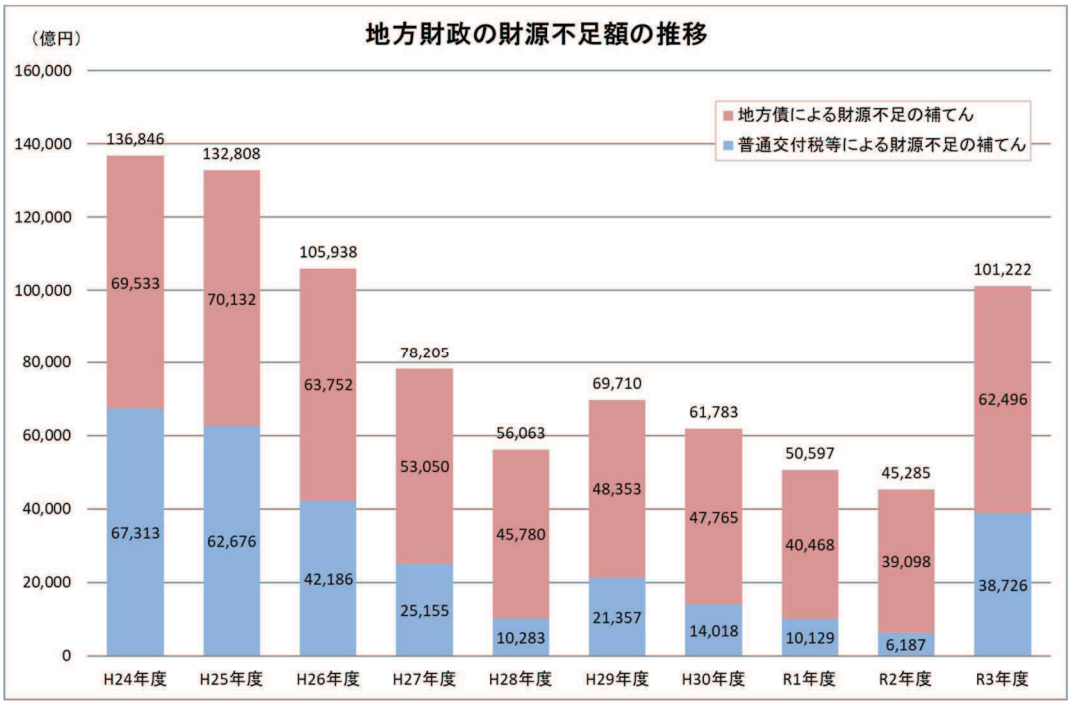

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

（２）地方財政の借入金残高

地方財政の借入金残高は、令和３年度末で 193 兆円（見込み）。内訳は、交付税特別会計借入金残高(地方負担分)31 兆円、公営企業債残高(普通会計負担分)17 兆円、地方債残高 145 兆円。

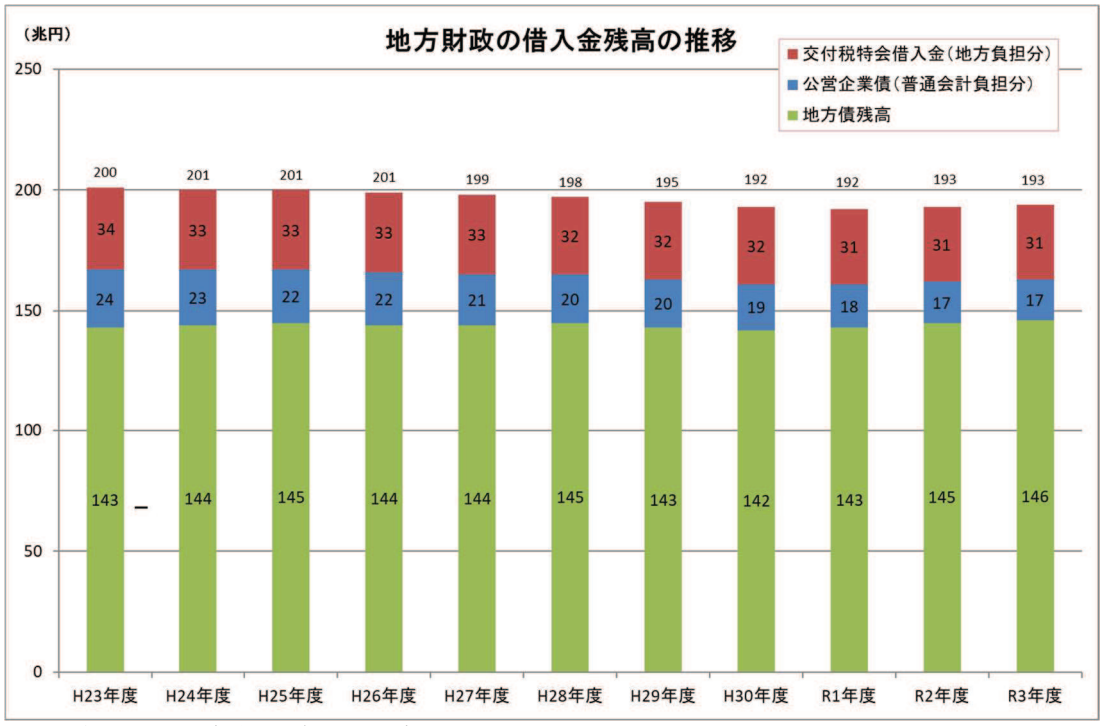

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

３　令和３年度地方財政対策

（１）令和３年度地方財政計画

ポイント

■一般財源総額について、新型コロナウイルス感染症の影響で地方税等が減収する中でも、水準超経費を除く交付団体ベースで実質前年度を上回る 62 兆円を確保

■地方交付税総額について、前年度を上回る 17.4 兆円を確保し、臨時財政対策債の増加額を抑制

■デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費」0.2 兆円を計上

■緊急自然災害防止対策事業費の対象事業を拡充し、事業費を増額した上で、事業期間を５年間延長

■緊急防災・減災事業費の対象事業を拡充した上で、事業期間を５年間延長

■防災重点農業用ため池等の防災対策の強化のため、緊急浚渫推進事業費の対象施設に追加するなど地方財政措置を拡充

歳入歳出の概要（通常収支分）　（単位：兆円、％）

区分		３年度	２年度	増減額	増減率
歳入	地方税・地方譲与税等	40.5	43.7	▲ 3.3	▲ 7.5
	地方交付税	17.4	16.6	0.9	5.1
	国庫支出金	14.8	15.2	▲ 0.5	▲ 3.0
	地方債	11.2	9.3	2.0	21.2
	臨時財政対策債	5.5	3.1	2.3	74.5
	臨時財政対策債以外	5.8	6.1	▲ 0.4	▲ 6.1
	その他	5.9	6.0	▲ 0.0	▲ 0.4
	計	89.8	90.7	▲ 0.9	▲ 1.0
	一般財源	63.4	63.4	▲ 0.1	▲ 0.1
	（水準超経費を除く）	62.2	61.8	0.5	0.7
歳出	給与関係経費	20.2	20.3	▲ 0.1	▲ 0.7
	一般行政経費	40.9	40.4	0.5	1.3
	うち 補助	22.9	22.7	0.2	1.0
	うち 単独	14.8	14.8	0.1	0.5
	うち まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち 地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	うち 地域デジタル社会推進費	0.2	－	0.2	皆増
	公債費	11.8	11.7	0.1	0.7
	維持補修費	1.5	1.4	0.0	1.6
	うち 緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	22.2
	投資的経費	11.9	12.8	▲ 0.8	▲ 6.5
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.3	0.1	33.3
	その他	3.6	4.2	▲ 0.6	▲ 13.9
	計	89.8	90.7	▲ 0.9	▲ 1.0

※　表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

＜国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係＞

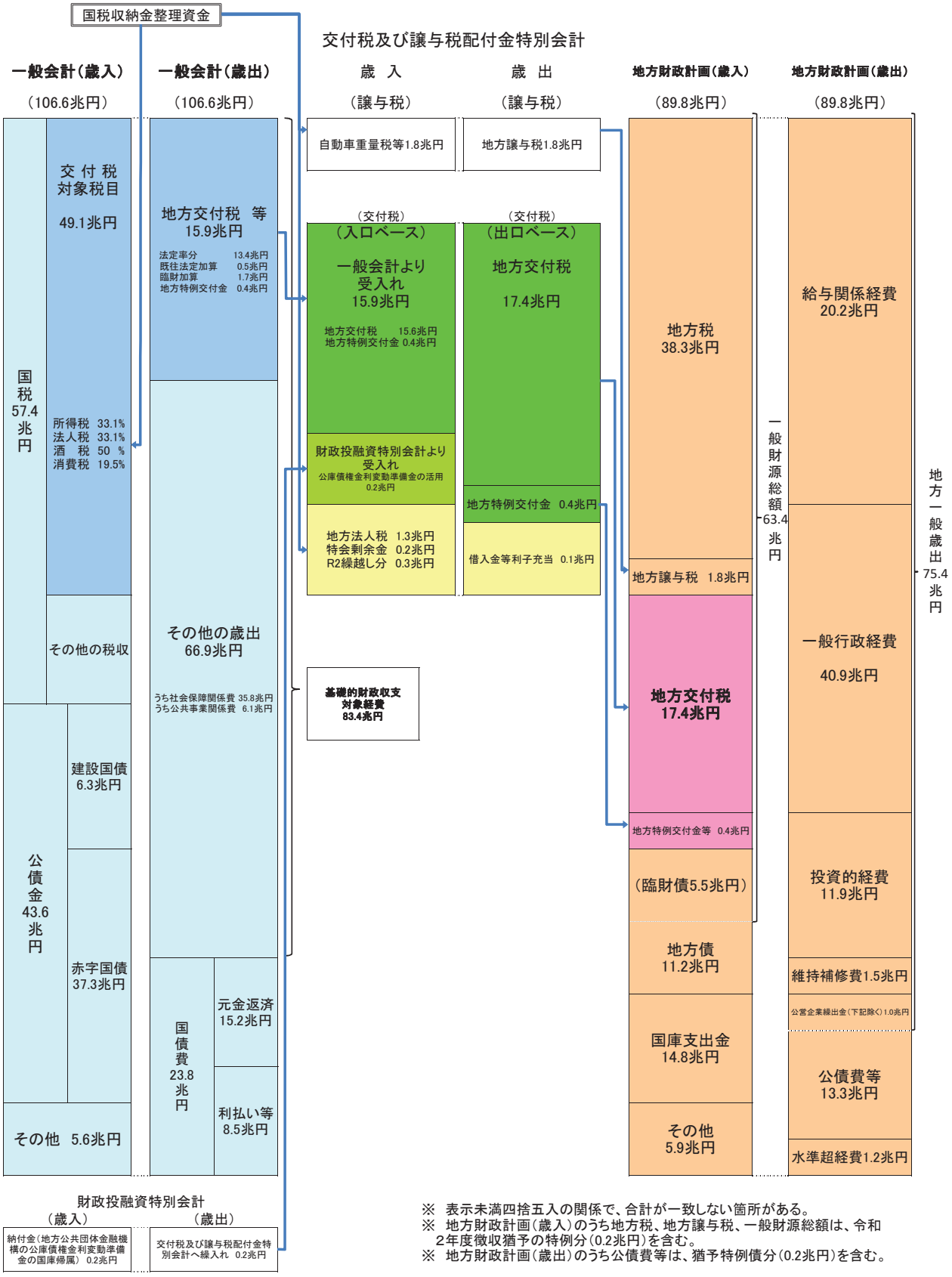

※　表示未満四捨五入の関係で、合計が一致しない箇所がある。
※　地方財政計画（歳入）のうち地方税、地方譲与税、一般財源総額は、令和２年度徴収猶予の特例分（0.2兆円）を含む。
※　地方財政計画（歳出）のうち公債費等は、猶予特例債分（0.2兆円）を含む。

（２）令和３年度地方債計画

ポイント

■緊急防災・減災事業を令和７年度まで継続し、対象事業を拡充することとし、5,000 億円を計上

■緊急自然災害防止対策事業を令和７年度まで継続し、対象事業を大幅に拡充することとし、4,000 億円を計上

■緊急浚渫推進事業の対象事業を拡充（防災重点農業用ため池等）することとし、1,100 億円を計上

■公共施設等適正管理推進事業において、集約化・複合化に係る事業の対象を拡充（非建築物（グラウンド等））することとし、4,320 億円を計上

■現行の過疎法失効後の新たな過疎対策の確立に対応し、過疎地域の持続的発展のための施策を推進するため、過疎対策事業の所要額を措置

令和３年度地方債計画（通常収支分）　（単位：億円、%）

項目	R3 年度計画額	R2 年度計画額	差引	増減率
一　一般会計債				
1 公共事業等	16,098	16,195	△ 97	△ 0.6
2 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業	－	4,778	△ 4,778	皆減
3 公営住宅建設事業	1,103	1,110	△ 7	△ 0.6
4 災害復旧事業	1,141	1,148	△ 7	△ 0.6
5 教育・福祉施設等整備事業	3,319	3,327	△ 8	△ 0.2
6 一般単独事業	27,724	26,807	917	3.4
うち一般	2,322	2,605	△ 283	△ 10.9
うち地域活性化	690	690	0	0.0
うち旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
うち緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
うち公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
うち緊急自然災害防止対策	4,000	3,000	1,000	33.3
うち緊急浚渫推進	1,100	900	200	22.2
7 辺地及び過疎対策事業	5,520	5,210	310	6.0
うち辺地対策	520	510	10	2.0
うち過疎対策	5,000	4,700	300	6.4
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	56,050	59,720	△ 3,670	△ 6.1
二　公営企業債	24,726	25,418	△ 692	△ 2.7
三　臨時財政対策債	54,796	31,398	23,399	74.5
四　退職手当債	800	800	0	0.0
五　国の予算等貸付金債	（ 241）	（ 247）	（△ 6）	（△ 2.4）
総計	136,372	117,336	19,037	16.2

※　国の予算等貸付金債の（　）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

（３）令和３年度地方交付税

＜令和３年度地方交付税総額の算定基礎＞

○ 地方交付税の総額は、所得税・法人税の33.1%相当額、酒税の50%相当額並びに消費税の19.5%相当額の合計額13兆3,997億円に国の一般会計における加算額２兆1,915億円（既往法定分等）を加えた15兆5,912億円と、地方法人税の全額１兆3,232億円、返還金１億円、令和２年度繰越分2,500億円、交付税特別会計剰余金の活用額1,500億円及び地方公共団体金融機構の国庫債券金利変動準備金2,000億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る支払利子額760億円を減額した17兆4,385億円（前年度比＋8,503億円、＋5.1%）となりました。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により地方税が大幅な減収となる中、地方が地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靭化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生等に取り組みつつ安定的な財政運営を行うことができるよう、一般財源の総額について、交付団体ベースで61兆9,932億円（前年度比＋2,414億円、＋0.4%）とし、前年度を上回る額が確保されました。

（単位：億円、%）

区分		令和3年度 当初予算額 A	令和2年度 当初予算額 B	令和2年度 補正額 C	令和2年度 補正後 B+C D	増減額 A－B E	増減額 A－D F	増減率 E／B (%)	増減率 F／D (%)
国税	所得税（ア）	186,670	195,290	△10,330	184,960	△8,620	1,710	△4.4	0.9
国税	法人税（イ）	89,970	120,650	△40,240	80,410	△30,680	9,560	△25.4	11.9
国税	酒税（ウ）	11,760	12,650	△1,220	11,430	△890	330	△7.0	2.9
国税	消費税（エ）	202,840	217,190	△24,460	192,730	△14,350	10,110	△6.6	5.2
一般会計	(ｱ)×33.1%	61,788	64,641	△3,419	61,222	△2,853	566	△4.4	0.9
一般会計	(ｲ)×33.1%	29,780	39,935	△13,319	26,616	△10,155	3,164	△25.4	11.9
一般会計	(ｳ)×50%	5,880	6,325	△610	5,715	△445	165	△7.0	2.9
一般会計	(ｴ)×19.5%	39,554	42,352	△4,770	37,582	△2,798	1,971	△6.6	5.2
一般会計	小計 ①	137,002	153,253	△22,118	131,135	△16,252	5,867	△10.6	4.5
一般会計	前々年度国税４税決算精算分	－	－	－	－	－	－	－	－
一般会計	当該年度清算分	△4,279	－	－	－	△4,279	△4,279	皆増	皆増
一般会計	後年度繰延べ	4,279	－	－	－	4,279	4,279	皆増	皆増
一般会計	平成20、21、28、令和元年度補正予算精算分 ②	△3,004	△2,355	－	△2,355	△650	△650	27.6	27.6
一般会計	小計（法定率分等）	133,997	150,898	△22,118	128,780	△16,901	5,217	△11.2	4.1
一般会計	既往法定加算等 ③	4,746	5,187	－	5,187	△441	△441	△8.5	△8.5
一般会計	臨時財政対策特例加算額 ④	17,169	－	8,651	8,651	17,169	8,518	皆増	98.5
一般会計	臨時財政対策債振替加算額	－	－	17,688	17,688	－	△17,688	－	皆減
一般会計	計（一般会計繰入額）〈入口ベース〉	155,912	156,085	4,221	160,306	△173	△4,394	△0.1	△2.7
特別会計	地方法人税法定率分 ⑤	13,232	14,564	△4,221	10,343	△1,332	2,889	△9.1	27.9
特別会計	前々年度決算精算分	－	－	－	－	－	－	－	－
特別会計	当該年度清算分	△532	－	－	－	△532	△532	皆増	皆増
特別会計	後年度繰延べ	532	－	－	－	532	532	皆増	皆増
特別会計	返還金 ⑥	1	4	－	4	△3	△3	△86.0	△86.0
特別会計	特別会計借入金償還額 ⑦	－	△5,000	2,500	△2,500	5,000	2,500	皆減	皆減
特別会計	特別会計借入金利子充当分 ⑦	△760	△771	－	△771	11	11	△1.4	△1.4
特別会計	特別会計剰余金の活用 ⑧	1,500	1,000	－	1,000	500	500	50.0	50.0
特別会計	地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 ⑨	2,000	－	－	－	2,000	2,000	皆増	皆増
特別会計	前年度からの繰越金 ⑩	2,500	－	－	－	2,500	2,500	皆増	皆増
特別会計	翌年度への繰越金	－	－	△2,500	△2,500	－	2,500	－	皆減
特別会計	計（一般会計繰入額含む）〈出口ベース〉	174,385	165,882	－	165,882	8,503	8,503	5.1	5.1
地方交付税	総額	174,385	165,882	－	165,882	8,503	8,503	5.1	5.1
地方交付税	普通交付税	163,921	155,926	－	155,926	7,996	7,996	5.1	5.1
地方交付税	特別交付税	10,464	9,957	－	9,957	507	507	5.1	5.1

（注） 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない箇所があります。

（参考）令和３年度震災復興特別交付税（見込） 1,326億円

○地方交付税総額の積算

①令和3年度における国税四税の収入見込額の一定率分【加算】
②平成20・21・28・令和元年度補正予算における臨時財政対策債振替加算相当額の減額分【控除】
③国の一般会計における加算（既往法定分等）【加算】
④臨時財政対策特例加算額【加算】
以上①～④の合算額が一般会計からの繰入額（いわゆる入口ベース）
⑤地方法人税の法定率分【加算】
⑥交付税特別会計における返還金【加算】
⑦交付税特別会計における借入金等の償還額、利子支払額【控除】
⑧交付税特別会計における剰余金【加算】
⑨地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用【加算】
⑩前年度からの繰越金【加算】
以上①～⑩の合算額が、令和3年度において地方団体に交付される地方交付税の総額（いわゆる出口ベース）

＜令和３年度普通交付税の算定方法の主な改正＞

Ⅰ「地域デジタル社会推進費（仮称）」に対応した算定

地方団体が地域社会のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費を算定する「地域デジタル社会推進費（仮称）」（2,000億円程度）を創設。

算定額は道府県分 800 億円程度、市町村分 1,200 億円程度とし、人口を基本とした上で、それぞれ１／２程度を「地域住民を主な対象とする取組に係る指標」、１／２程度を「地域企業を主な対象とする取組に係る指標」を用いて算定。

Ⅱ「まち・ひと・しごと創生事業費」に対応した算定

「まち・ひと・しごと創生事業費」（１兆円）については、「地域の元気創造事業費」（4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税）及び「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円程度）において引き続き算定。

このうち、「人口減少等特別対策事業費」の算定においては、第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間を踏まえ、令和２年度から５年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、令和３年度は「取組の必要度」に応じて3,600億円程度（道府県分1,190億円程度、市町村分2,410億円程度）、「取組の成果」に応じて2,400億円程度（道府県分810億円程度、市町村分1,590億円程度）を算定。

算定に当たっては、引き続き、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮。

Ⅲ　保健所の恒常的な人員体制の強化に対応した算定

感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、保健所において感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制の強化等に要する経費を算定。

Ⅳ　業務改革の取組等の成果を反映した算定

業務改革の取組等の成果の基準財政需要額の算定への反映について、令和３年度においては、平成２９年度に導入した２業務のうち１業務（公立大学運営）について、段階的な反映における５年目の見直しを実施。

Ⅴ　交付税の算定に用いる国勢調査人口の置き換え

普通交付税の算定基礎となる「人口」については、令和３年度から、令和２年国勢調査の人口を用いる。

東日本大震災の原発被災団体及び福島県においては、引き続き人口の特例措置を講じることとしている。

また、津波被災団体については、人口の特例措置を終了した上で、５年間の激変緩和措置を設ける。

Ⅵ　その他の算定方法の改正

会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費について、各算定項目において従事する職務を具体的に想定して個別に経費を積算している会計年度任用職員については、標準的な勤務形態等に応じて期末手当の支給月数の増によって生じる経費を積算するとともに、その他の会計年度任用職員については、包括算定経費（人口）において所要経費を一括計上。

4　令和３年度税制改正大綱（令和２年 12 月 21 日閣議決定）＊市町村税関係の主なもの

（１）固定資産税（土地）の負担調整措置　［固定資産税］

○　宅地等及び農地の負担調整措置について、令和３年度から令和５年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続。

○　新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和３年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く。

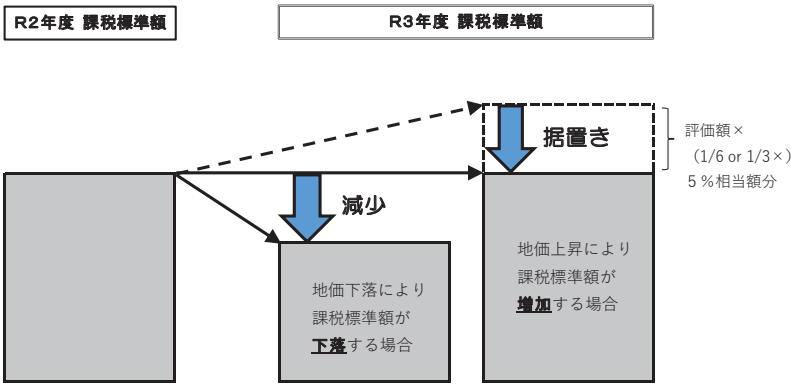

※令和２年中に、当該土地に「地目の変換等（地方税法附則第 17 条第１項第５号）」「課税地成り」に該当する事由があった場合は、「比準課税標準額（地方税法附則第 17 条第１項第７号）」を基に算出する前年度課税標準額と比較し、据置き又は減少。

（２）環境性能割の臨時的軽減の延長　［軽自動車税環境性能割］

感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し、自家用乗用車を取得した場合、環境性能割の税率を１％分軽減する特例措置について、その適用期限を延長し、令和３年 12 月 31 日までに取得したものまでを対象とする。※減収額は全額国費で補塡

（３）住宅借入金等特別税額控除の見直し　［個人住民税］

○　所得税において、控除期間 13 年間の特例を延長し、一定の期間（※）に契約した場合、令和４年末までの入居者を対象とすることに伴い、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内において、個人住民税から控除する。

※新築　⇒　令和２年 10 月１日から令和３年９月 30 日まで

建売・中古・増改築等　⇒　令和２年 12 月１日から令和３年 11 月 30 日まで

○　上記の延長分においては、合計所得金額 1,000 万円以下の者について面積要件を緩和する（床面積 50 ㎡以上→40 ㎡以上）。※減収額は全額国費で補塡

（４）国民健康保険税（料）に係る均等割の軽減措置の導入（令和４年度～）

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児（全世帯）に係る均等割を公費により５割軽減する。（負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4）

（５）個人住民税の特別徴収税額通知の電子化について（令和６年度以後課税分～）

特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、当該通知を eLTAX 及び特別徴収義務者を経由して電子的に送付するものとする。

5　財政の健全化

■「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を議会に報告し、公表しています。

■健全化判断比率が一定の基準を超えた団体は、財政の早期健全化（又は財政の再生）のための計画を策定し、財政健全化（又は財政再生）に取り組みます。

（財政健全化法による制度の概要）

健全段階	財政の早期健全化段階	財政の再生段階
◆指標の整備と情報開示の徹底 ・指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率 ⇒監査委員の審査に付し議会に報告し公表	◆自主的な改善努力による財政健全化 ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け ・実施状況を毎年度議会に報告し公表 ・早期健全化が著しく困難なときは総務大臣又は知事が必要な勧告	◆国等の関与による確実な再生 ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け ・財政再生計画は総務大臣に協議し同意を求めることができる（同意が無い場合は、災害復旧事業等を除いて地方債の起債を制限） ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告
公営企業の経営の健全化		

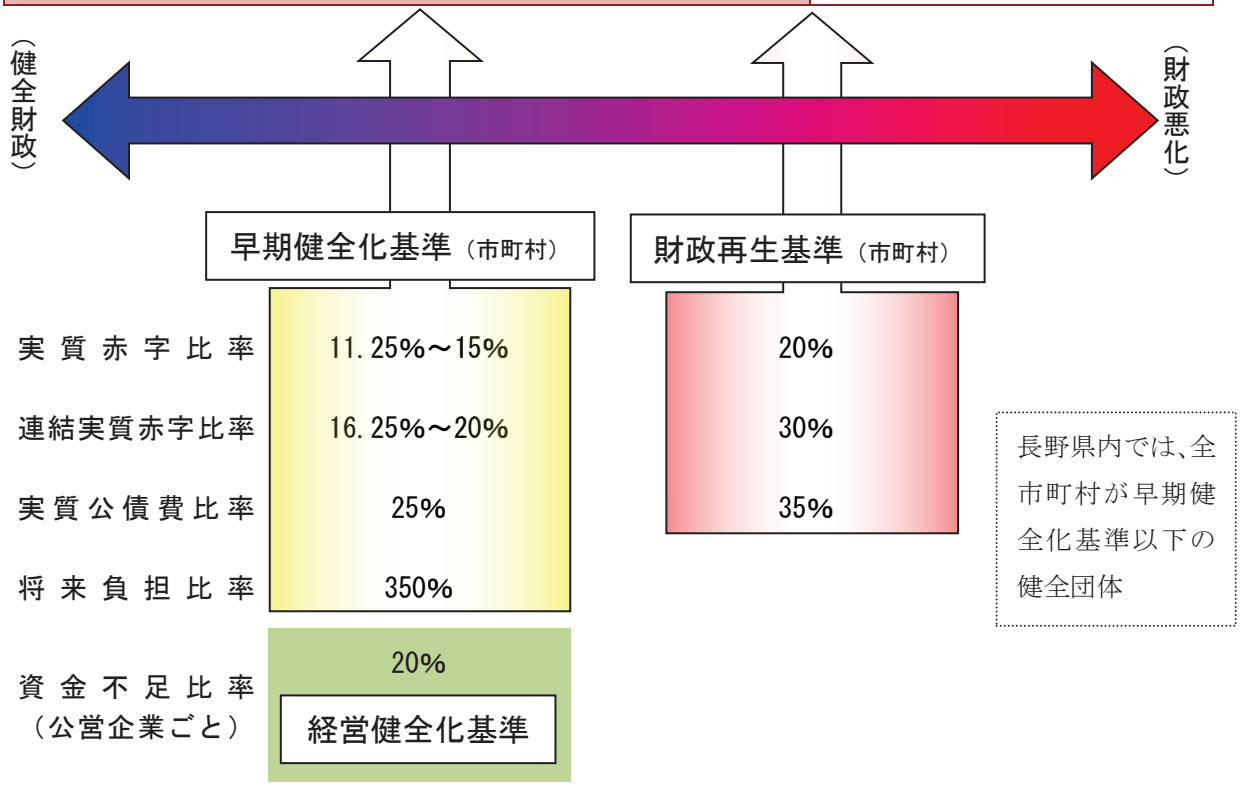

６　公共施設等の老朽化対策

（１）公共施設等総合管理計画及び個別施設計画

（出典：総務省資料）

（２）県内市町村における公共施設等総合管理計画の策定状況

平成 28 年度までに 77 市町村で策定済み。（個別施設計画に基づく中長期的な対策効果を反映した経費見込みについては、令和３年度までに記載する。）

（３）個別施設計画の概要

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画（令和２年度までに策定）

≪インフラ長寿命化基本計画に定める個別施設計画の記載事項≫

(1) 対象施設：道路や学校といった施設類型ごとに計画を策定
(2) 計画期間：施設の定期点検サイクル等を考慮の上設定
(3) 対策の優先順位の考え方：個別施設の状態、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化
(4) 個別施設の状態等：個別施設の状態について施設毎に整理
(5) 対策内容と実施時期：次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理
(6) 対策費用：計画期間内に要する対策費用の概算を整理

7　地方公会計

（1）統一的な基準による地方公会計

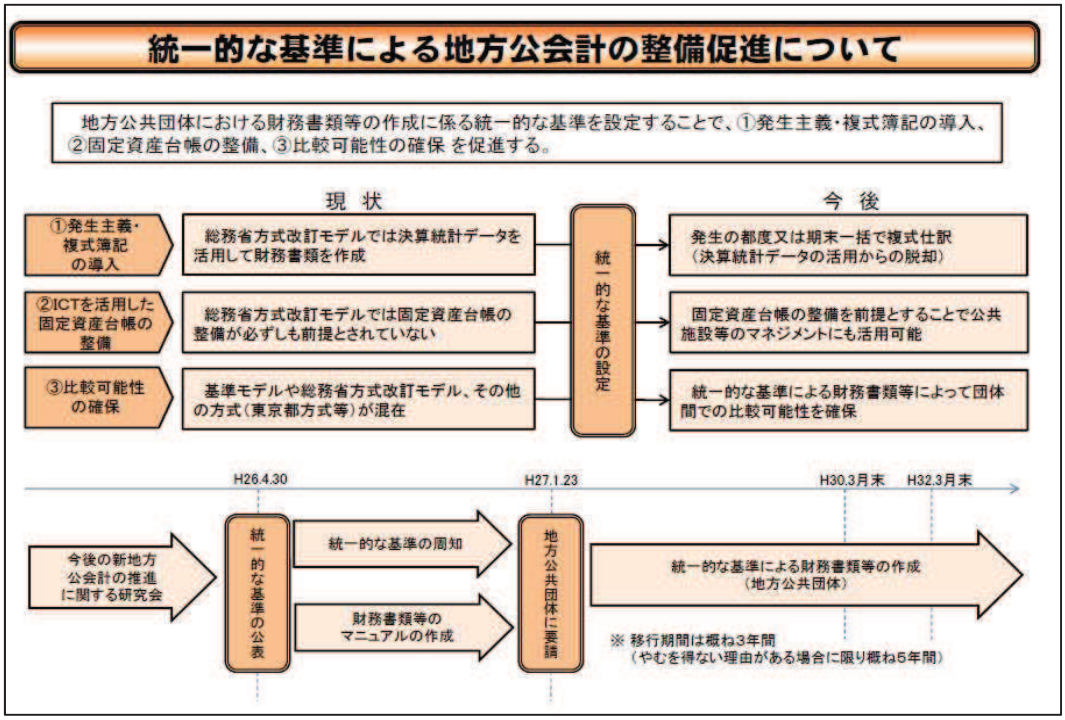

（出典：総務省資料）

（2）地方公会計の意義

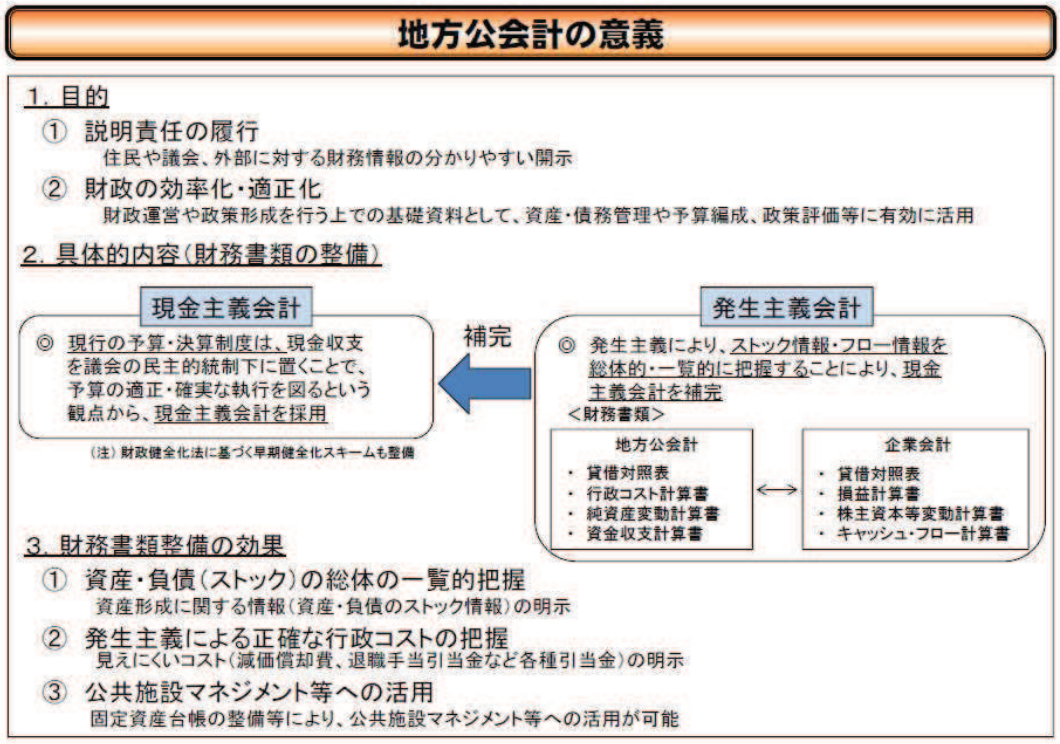

（出典：総務省資料）